

西宮市後期高齢者医療保険料口座振替事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、後期高齢者医療保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）が口座振替によって保険料を納付しようとする場合に、必要な事項を定めるものとする。

(振替保険料)

第2条 口座振替により納付できる保険料は、原則として現年度分とする。ただし、分納の取扱いをしている場合は、この限りではない。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替を取り扱う金融機関等は、西宮市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の本店又は支店（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(利用者)

第4条 口座振替を利用できる者（以下「利用者」という。）は、納付義務者のうち、取扱金融機関に預貯金口座を有し、次条第6項の規定により口座振替開始通知書の送付を受けた者とする。

(申込み及び開始通知)

第5条 口座振替を希望（すでに口座振替の申込みをしている場合で、別の預貯金口座への変更を希望する場合を含む。）する納付義務者は、次の各号に掲げる方法により、申込みを行うものとする。

(1) 口座振替申込書に必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印の上、西宮市高齢者医療保険課（以下「高齢者医療保険課」という。）又は取扱金融機関に提出すること。

(2) 西宮市市税等口座振替（自動払込）契約受付票（以下「口座振替受付票」という。）に必要事項を記入の上、口座振替の申込みを受け付ける専用端末（高齢者医療保険課が指定したものに限り。）において、キャッシュカードを通し、暗証番号を入力すること。

(3) 口座振替の利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し完了させるサービス（高齢者医療保険課が指定したものに限り。）を利用し、必要事項を入力の上、送信すること。

2 高齢者医療保険課は、前項第1号の規定により口座振替申込書を受け付けたときは、記載事項を確認し、速やかに取扱金融機関に送付するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項第1号又は前項の規定により口座振替申込書を受け付けたときは、記載事項を審査し、口座振替申込書に承認印を押印の上、速やかに高齢者医療保険課へ送付するものとする。

4 第1項第2号に掲げる方法により、納付義務者から口座振替の申込みを受けた場合の取り扱いは、別に定める「マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付事務取扱要領」によるものとする。

5 第1項第3号に掲げる方法により、納付義務者からの口座振替契約の申込みを承諾し

た取扱金融機関は、口座振替契約成立後、受付結果及び契約情報（以下「口座振替契約情報」という。）を高齢者医療保険課に送信するものとする。

- 6 高齢者医療保険課は、前3項の規定により口座振替申込書、口座振替受付票又は口座振替契約情報を受け付けたときは、その内容を審査の上、口座振替開始通知書を納付義務者に送付するものとする。

（振替日等）

第6条 振替日は、各納期の末日とする。

- 2 当該振替日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日を振替日とする。

（口座振替依頼データ及び納付書の送付）

第7条 高齢者医療保険課は、納期の都度、口座振替依頼データを利用者ごとに作成し、取扱金融機関に対し、L G W A N回線経由で送信するものとする。ただし、取扱金融機関が当該回線経由による口座振替依頼データを受付しない場合は、当該取扱金融機関に対し、口座振替用納付書及び納付書送付集計表（以下、「口座振替用納付書等」という。）を送付するものとする。

（振替収納）

第8条 取扱金融機関は、振替日に口座振替依頼データ又は口座振替用納付書等に基づき、預貯金口座から振替収納を行うものとする。

（口座振替通知書の送付）

第9条 高齢者医療保険課は、1年間に振替収納した合計額を記載した口座振替済通知書を年1回利用者に送付するものとする。ただし、別途1年間の納付額を記載した後期高齢者医療保険料納付確認書を送付する場合は、口座振替済通知書の送付を省略することができる。

（振替収納の通知）

第10条 取扱金融機関は、高齢者医療保険課に対し、振替収納の結果を振替結果データ又は収納済通知書集計表により通知するものとする。

（振替不能の取扱い）

第11条 取扱金融機関は、振替日に振替収納できないときは、高齢者医療保険課に対し、振替不能データ（口座振替用納付書等による場合にあっては、振替不能の理由を付した納付書副票）により、その旨を速やかに報告するものとする。

- 2 高齢者医療保険課は、前項の規定により取扱金融機関から振替不能データ又納付書副票を受け付けたときは、利用者に対し、納付書（残高不足で振替不能となった場合にあっては、督促状兼納付書）及び口座振替不能通知書を送付するものとする。

- 3 高齢者医療保険課は、特定の利用者について振替不能が連続3回以上続いたときは、当該利用者の口座振替の取扱いを廃止することができる。

（廃止届等）

第12条 口座振替の取扱いの廃止を希望する利用者は、取扱金融機関に対し、保険料口座

振替廃止届を提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による届出を受け付けたときは、速やかに高齢者医療保険課へ送付するものとする。

3 高齢者医療保険課は、前2項の規定により取扱金融機関から保険料口座振替廃止届を受け付けたときは、口座振替の取扱いを廃止する処理を行うものとする。

4 利用者から高齢者医療保険課に直接口座振替取り消しの申出があったときは、口座振替廃止の処理を行う。

(手数料)

第13条 高齢者医療保険課は、振替収納の取扱手数料を取扱金融機関からの請求に基づき、取扱金融機関に支払うものとする。

(口座振替依頼データの送付)

第14条 振替収納を口座振替依頼データにより行う場合は、この要綱によるほか、別に定める「データ伝送方式による公金の口座振替に関する覚書」によるものとする。

付則

(施行期日等)

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

付則

(施行期日等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

(施行期日等)

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

付則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。